

未成年者少額投資非課税制度（ジュニア NISA）についてのご注意事項

ジュニア NISA をご利用いただくにあたり、以下のご注意事項をご確認いただき、同意の上、お申し込みください。
 なお、お手続き別に特にご注意いただきたい事項が異なりますので、今回のお手続きに該当する「お取り扱い」欄に「●」および「◎」の記載された事項につきましては、特にご確認・ご理解いただきますようお願いいたします。
 また、「◎」の記載された事項については、お客さまから運用管理者とならない法定代理人（お客さまの配偶者等）に対して説明してください。

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設	購入	積立	解約	移管等
1	<p>ジュニア NISA のご利用対象者は口座を開設しようとする年の 1 月 1 日において 0 歳～19 歳またはその年に出生した国内居住者である個人です。</p> <p>ジュニア NISA のご利用にあたっては、口座名義人の親権者等法定代理人全員による同意が必要です。</p> <p>また、口座名義人に代わってジュニア NISA の運用管理を行う運用管理者 1 名を法定代理人から指定してください。</p> <p>運用管理者は、口座名義人本人のために運用を行い、運用管理者自身のために運用することはできません。運用管理者または法定代理人に変更（異動）等があった場合は、当行に届け出てください。</p> <p>ジュニア NISA の口座開設は店頭のみでのお取り扱いとなります。</p> <p>※ 郵送、インターネットおよび電話での口座開設のお申し込みはできません。</p>	◎				
2	<p>当行では、ジュニア NISA 対象金融商品のうち、公募株式投資信託のみ取り扱っております。</p> <p>ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座で国債を購入することはできません。</p>	◎				
3	<p>ジュニア NISA 口座の開設可能な期間は平成 28 年(2016 年)～平成 35 年(2023 年)です。</p> <p>ジュニア NISA 口座の開設は、すべての金融機関を通じてお 1 人さま 1 口座しか開設できません。</p> <p>※ 複数の金融機関に重複してお申し込みされますと、最も希望される金融機関でジュニア NISA 口座が開設されない場合があります。また、ジュニア NISA 口座の開設が大幅に遅れる場合があります。</p> <p>※ ジュニア NISA 口座開設後の金融機関変更・キャンセルはできません。</p>	◎				
4	<p>ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座で運用される資金ならびにジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座から払い出された資金は、口座名義人本人に帰属する資金に限定されます。以下の場合には、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座名義人本人に帰属する資金以外の資金により運用が行われた場合 ・払い出された資金を口座名義人本人以外の者が消費等した場合 <p>そのため、課税ジュニア NISA 口座（払出制限のある通常貯金）への入金は、「ゆうちょ銀行直営店または投資信託取扱郵便局において、口座名義人本人、運用管理者または運用管理者の委任により指定された者による現金での入金」、または「名義人本人の総合口座・振替口座からの送金」に限ります。</p>	◎				
5	<p>その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までは、原則としてジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座からの払出しはできません。</p>	◎				
6	<p>項番 5 の期間中に払い出す場合は、ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座が廃止され、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益については、非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。</p> <p>この場合は、事前に口座名義人およびすべての法定代理人に上記内容をご説明していただき、すべての法定代理人から同意書を提出していただきます。</p> <p>※ 払出し時に課税される金額について、事前にお答えすることはできません。</p> <p>※ 保有している投資信託はすべて換金していただきます。</p> <p>災害等の止むを得ない場合においては、ジュニア NISA 口座および課税ジュニア NISA 口座を廃止し、非課税で払い出せます。災害等の止むを得ない場合において、非課税での払出しを希望される場合は、最寄りの税務署にご相談し必要書類をご提出いただいた上、税務署にて交付される確認通知書をすみやかに当行にご提出ください。</p> <p>※ 災害等の止むを得ない事由が生じた日から 11 ヶ月を経過する日までに税務署に必要書類を提出する必要があるため、税務署から交付される確認通知書は、災害等の止むを得ない事由が生じた日から 1 年を経過する日までにジュニア NISA 口座を開設している金融機関に提出する必要があります。</p> <p>※ 保有している投資信託はすべて換金していただきます。</p>	◎				
7	<p>その年の 3 月 31 日において 18 歳である年の 1 月 1 日以降の払出しは、ゆうちょ銀行直営店または投資信託取扱郵便局において、口座名義人本人または運用管理者に限り行うことができます。</p> <p>※ 口座名義人本人のみで払出しを行う場合は、運用管理者の同意書が必要となります。</p>	◎				
8	<p>ジュニア NISA 口座開設のお申し込みには、口座名義人のマイナンバー、住所、氏名、生年月日等の記載のある所定の確認書類、口座名義人と運用管理者の関係性がわかる資料（住民票の写し等）が必要です。</p> <p>ジュニア NISA 口座の開設にあたっては、税務署の確認および当行所定の審査があります。確認および審査の結果によってはジュニア NISA 口座が開設されない場合があります。開設が可能な場合、お客さまの「未成年者非課税適用確認書」が税務署から当行に送付されます。当行は、お客さまの「未成年者非課税適用確認書」を保管し、ジュニア NISA 口座を開設します。開設ができない場合、当行において課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）の解約処理を行い、解約した旨の通知および税務署から発行された通知書を送付いたします。</p> <p>※ 運用管理者の変更（異動）についても当行所定の審査があり、審査の結果によっては運用管理者の変更（異動）をお断りする場合があります。</p>	●				
9	<p>ジュニア NISA 口座の開設には、ジュニア NISA 専用の決済口座として、課税ジュニア NISA 口座の開設が必要となります。</p> <p>課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金および投資信託口座（特定口座または一般口座）により構成されます。</p> <p>当行においては、課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金および特定口座の構成を原則としますが、すでに特定口座を開設済みの場合、課税ジュニア NISA 口座は、払出制限のある通常貯金および一般口座の構成となります。</p> <p>ジュニア NISA 口座または課税ジュニア NISA 口座で運用している投資信託を売却して払出制限付き通常貯金に入金した資金および新規資金については、ジュニア NISA 口座または課税ジュニア NISA 口座で運用することができます。</p> <p>課税ジュニア NISA 口座では、下記の通り入出金等の機能が大幅に制限されています。</p> <p>① 機械払（キャッシュカード）の利用およびデビット機能の利用はできません。</p>	●				

項番	ご注意事項	お取り扱い														
		口座開設	購入	積立	解約	移管等										
	② 定額・定期貯金（担保定額・定期貯金、自動積立定額・定期貯金、満期一括受取型定期貯金、財産形成定額貯金等を含む）の預入はできません。 ③ 自動払込みの申し込みはできません（クレジットカードの決済口座として利用できません）。 ④ 「口座名義人本人、運用管理者または運用管理者の委任により指定された方による窓口での入金（払込み）」、または「名義人本人の総合口座・振替口座からの送金」に限ります（預入、振替、振込はできません）。 ⑤ 国債の購入はできません（他行から当行の課税ジュニア NISA 口座への振替もできません）。 （詳細は当行ホームページまたはゆうちょ銀行直営店および投資信託取扱郵便局窓口にてご確認ください）															
10	ジュニア NISA 口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、ジュニア NISA 口座を再開設することは可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後のジュニア NISA 口座の再開設はできません。	●														
11	ジュニア NISA 口座開設のお申し込みは随時受け付けておりますが、お申し込みの時期によっては、口座開設が年明けになる場合がありますのでご了承ください。 なお、年内に口座開設ができた場合でも、年末付近での開設となった場合、年内での購入ができない場合がありますのでご了承ください。	●														
12	ジュニア NISA の口座名義人がその年の 1 月 1 日において 20 歳となる年の 1 月 1 日に、成人 NISA 口座が自動で開設されます。	●														
13	投資信託の分配金のうち、元本払戻金（特別分配金）は従来から非課税であり、ジュニア NISA 口座においては制度上のメリットを享受できません。	◎	●	●												
14	口座名義人が 20 歳となった際は、法定代理人の法定代理権が消滅し、原則として口座名義人本人が運用管理を行う必要があります。 ※ 適合性の確認のため、口座名義人本人に来店・来局していただく必要があります。来店・来局していただけない場合、口座名義人本人の適合性が確認できるまで、全ての取引の注文を行うことができません。 また、入金および出金の各制限を解除できず、他口座からの振込みを受け付けることもできません。	●	●	●	●	●										
15	ジュニア NISA は、新たなご購入が対象です。 すでに特定口座・一般口座で保有する投資信託を、ジュニア NISA 口座に移すことはできません。	●	●	●												
16	ジュニア NISA 口座ではスイッチングを利用できません。 利用できないスイッチング一覧 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">利用できないスイッチング一覧</th> </tr> <tr> <th>解約・買取ファンド</th> <th>購入・募集ファンド</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ジュニア NISA 口座</td> <td>ジュニア NISA 口座</td> </tr> <tr> <td>ジュニア NISA 口座</td> <td>課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)</td> </tr> <tr> <td>課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)</td> <td>ジュニア NISA 口座</td> </tr> </tbody> </table>	利用できないスイッチング一覧		解約・買取ファンド	購入・募集ファンド	ジュニア NISA 口座	ジュニア NISA 口座	ジュニア NISA 口座	課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)	課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)	ジュニア NISA 口座	●	●	●		
利用できないスイッチング一覧																
解約・買取ファンド	購入・募集ファンド															
ジュニア NISA 口座	ジュニア NISA 口座															
ジュニア NISA 口座	課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)															
課税ジュニア NISA 口座 (特定口座または一般口座)	ジュニア NISA 口座															
17	ジュニア NISA 口座で保有する投資信託の残高、個別元本、損益等の管理は、課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）とは別管理になります。	●	●	●												
18	ジュニア NISA 口座での購入（自動積立購入を含みます）を希望される場合は、購入申込書（インターネット購入の場合は購入画面）にて、ジュニア NISA 口座を指定してください。 なお、課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）で購入している自動積立契約を、ジュニア NISA 口座で購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。 ※ 自動積立の終了年月は、口座名義人の 20 歳の誕生日が属する月の前月までの範囲で指定してください。（1 日生まれの場合は、前々月までの範囲で指定してください。）	●	●	●												
19	購入額（自動積立購入と分配金再投資購入を含みます）が非課税投資枠を超えた場合、超過分は、自動的に課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）で受け入れますので、非課税扱いとはなりません。 なお、自動積立購入と分配金再投資購入の場合は、翌年に新たな非課税投資枠が発生すれば、非課税投資枠がある限り、自動的にジュニア NISA 口座で購入します。	●	●	●												
20	ジュニア NISA 口座で保有する投資信託から発生した分配金は、ジュニア NISA 口座での「分配金再投資」または「分配金受け取り」とするかの取り扱いのみとなります。 ※ 「分配金受け取り」を選択した場合でも、課税ジュニア NISA 口座（払出制限のある通常貯金）に入金され、原則払出しはできません。 分配金再投資は、手数料はかかりませんが、購入扱いとなりますので、その金額分、非課税投資枠を使用します。分配金受け取り方法を変更したい場合はお申し出ください。	●	●	●												
21	購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、ジュニア NISA 口座と課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、ジュニア NISA 口座を指定してお申し込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）で購入しますが、手数料はジュニア NISA 口座と課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）の合計金額から算出します。 ジュニア NISA 口座と課税ジュニア NISA 口座（特定口座または一般口座）で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。	●	●	●												
22	非課税投資枠と同額またはそれ以上の金額により、ジュニア NISA 口座での購入をお申し込みいただいたとしても、購入額は非課税投資枠内で購入できる口数に基準価額を乗じて算出するため、非課税投資枠が一部使用されない場合があります。	●	●	●												
23	名義人が未成年者で婚姻している場合または婚姻していた場合は、名義人本人が運用管理を行いますので、すみやかに当行に届け出てください。	●	●	●	●	●										
24	非課税投資枠使用の優先順位は、以下のルールによります。 ① 非課税投資枠は、「一般購入の申込日」「自動積立購入の代金計算日」「分配金再投資購入の代金計算日」のうち、日付が早い順番に使用します。この日付が同一の場合、「一般購入」「自動積立購入」「分配金再投資購入」の順番に使用します。 ※ 一般購入とは、自動積立購入、分配金再投資購入によらない購入のことをいいます。 ※ 代金計算日とは、基準価額が確定し、注文口数が確定する日のことをいいます。 ② 申込日が同一の一般購入が複数ある場合、申込順に非課税投資枠を使用します。	●	●	●												

項番	ご注意事項	お取り扱い				
		口座開設	購入	積立	解約	移管等
	<p>③ 代金計算日が同一の自動積立購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず自動積立購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。</p> <p>④ 代金計算日が同一の分配金再投資購入が複数あり、その合計購入申込金額が残りの非課税投資枠を超える場合、残りの非課税投資枠を、購入申込金額で按分して使用します。 ※ 按分の結果、1円未満の端数が生じる場合は、まず分配金再投資購入申込金額の大きい順、次に投資信託のファンド・コードの昇順に端数を加えます。</p>					
25	ジュニアNISA口座での損失については、特定口座・一般口座で保有する他の投資信託の売却益や分配金との損益通算ができず、当該損失の繰越控除もできません。	◎	●	●	●	
26	ジュニアNISA口座の非課税投資枠は年間80万円です。ジュニアNISA口座で保有している投資信託を売却・移管しても、その分の非課税投資枠を再利用することはできません。 そのため、短期間での売買（乗換え）を行うことを前提としたお取引は適しません。 また、非課税投資枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできません。 ※ 各年における非課税投資枠を非課税管理勘定といいます。	◎	●	●	●	●
27	ジュニアNISA口座で保有している投資信託を他の年分の非課税管理勘定に移管（ロールオーバー）する場合、移管できる金額の上限は80万円（成人NISA口座に引き継がれている場合は120万円まで、移管先の年分の非課税投資枠の余裕枠の範囲内に限り）となります。ただし、非課税期間終了時に移管する場合は、上限にかかわらず全額移管することができます。なお、他の年分の非課税管理勘定に移管した場合は、その年分の非課税投資枠を使用することになります。また、移管できなかった投資信託については、元の非課税管理勘定がある場合、元の非課税管理勘定にて保有されます。 ※ 移管は、移管時点の時価評価額にて行われます。 ※ 同一の投資信託を同一の年分の非課税管理勘定で複数回購入している場合、先に購入した分から移管されます。 ※ 上記移管のお申し込みを行った投資信託と同一の投資信託をジュニアNISA口座で売却するお申し込みは同日に受け付けられません。 ※ ジュニアNISA口座で、上記移管のお申し込みを行おうとする投資信託と同一の投資信託に代金計算日未到来の売却注文がある場合は、受け付けられません。 ※ 上記移管のお申し込みとジュニアNISA口座での買付のお申し込みは同時にできますが、ジュニアNISA口座での買付で非課税投資枠を全て消費した場合は、上記移管はできません。 ※ 上記移管処理によって非課税投資枠が無くなった場合は、ジュニアNISA口座での買付のお申し込みはできません。 ※ 未完了の取扱店変更手続がある場合は、上記移管は受け付けられません。	●	●	●	●	●
28	同一の投資信託を複数の年分の非課税管理勘定で購入した場合、非課税管理勘定の年分を選択して売却することはできません。また、先に購入した分から売却されます。		●	●	●	
29	非課税期間終了時等に、ジュニアNISA口座で保有している投資信託を課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）へ移管する場合、移管時点の時価評価額が、課税ジュニアNISA口座での取得額とみなされます。					●

【課税ジュニアNISA口座についての説明事項】

項番	ご注意事項	お取り扱い		
		購入	積立	解約
1	ジュニアNISA口座または課税ジュニアNISA口座で運用している投資信託を売却して払出制限のある通常貯金に入金した資金および新規資金は、その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日までは、原則として課税ジュニアNISA口座からの払出しはできません。	●	●	●
2	ジュニアNISA口座での購入（自動積立購入を含みます）を希望される場合は、購入申込書（インターネット購入の場合は購入画面）にて、ジュニアNISA口座を指定してください。 ※ 課税ジュニアNISA口座で購入した場合は非課税になりません。 なお、課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で購入している自動積立契約を、ジュニアNISA口座で購入するように変更するには、契約変更のお申し込みが必要です。 ※ 課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）ではスイッチングが利用できます。	●	●	
3	購入時手数料に大口割引設定がある投資信託について、ジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）の合計金額で大口割引の適用を受けるには、購入申込金額の全額を、ジュニアNISA口座を指定してお申し込みください。非課税投資枠を超える分は、自動的に課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で購入しますが、手数料はジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）の合計金額から算出します。 ジュニアNISA口座と課税ジュニアNISA口座（特定口座または一般口座）で別々に購入申し込みを行った場合、それぞれの口座の購入申込金額が大口割引の対象金額を下回り、大口割引が適用されない場合があります。	●	●	

【ジュニアNISA口座廃止についての説明事項】

項番	ご注意事項	お取り扱い
		廃止
1	ジュニアNISA口座を廃止した場合、所定の手続および要件の下、ジュニアNISA口座を再開設することが可能ですが、すでに上場株式等を受け入れていた年分については、廃止後のジュニアNISA口座の再開設はできません。	共通
2	ジュニアNISA口座および課税ジュニアNISA口座から払い出された資金は、口座名義人本人に帰属する資金に限定されます。払い出された資金を口座名義人本人以外の者が費消した場合、所得税・贈与税等の課税上の問題が生じる可能性があります。	共通
3	払出し制限期間中（その年の3月31日において18歳である年の前年12月31日まで）に払い出す場合は、ジュニアNISA口座および課税ジュニアNISA口座が廃止され、過去に非課税で支払われた分配金や過去に非課税とされた譲渡益について、非課税の取扱いがなかったものとみなされて、払出し時に課税されます。 ※ 事前に口座名義人およびすべての法定代理人に上記内容をご説明いただき、すべての法定代理人から同意書を提出していただきます。 ただし、災害等の止むを得ない場合は、ジュニアNISA口座および課税ジュニアNISA口座を廃止し、非課税で払い出せます。	払出し制限期間中の払出しのみ

【ゆうちょダイレクト（インターネットおよび電話）のご利用にあたっての説明事項】

項番	ご注意事項
1	ゆうちょダイレクトの利用申込みは、口座名義人が20歳未満の場合、運用管理者のみができます。 (口座名義人が20歳以上の場合は、口座名義人本人の適合性確認後、口座名義人が利用申込みを行ってください。)
2	口座名義人が20歳未満の場合、ゆうちょダイレクトのお客さま番号(ID)およびログインパスワード等は、口座名義人あてに通知しますが、運用管理者が管理し、口座名義人の20歳の誕生日前日までは運用管理者が取引を行ってください。
3	ゆうちょダイレクトを利用している場合は、口座名義人が20歳となった以降の窓口での口座名義人の適合性確認時に、この利用の廃止を届出いただけます。引き続き、ゆうちょダイレクトの利用を希望する場合には、改めて口座名義人本人がゆうちょダイレクトの利用を申し込みください。

(ゆうちょダイレクト利用申込書の記入例)

ゆうちょダイレクト利用申込書兼変更・廃止届書 事務センター用

ゆうちょダイレクトを次のとおり申し込みます。 ▲ 選定に記録のある方、新設口座をご利用の方のみご記入ください。 ※あらかじめ、印字・記入されているものは、音聲の漏れがあります。ご注意ください。

お申込口座	口座・通帳記号 ▲	番号 (左詰めでご記入ください)	お申込日 (ご記入日)
	1 2 3 4 5	1 2 3 4 5 6 7 1	西暦 年 月 日
おところ	〒110-8799 東京都千代田区霞が関1-3-2 運用管理者 ゆうちょ 一郎		
おなまえ	フリガナ ユウチョ タロウ ゆうちょ 太郎		
電話番号	03 - 0000 - 0000		

お届印

ダイレクトサービス(パソコン・スマートフォン・携帯電話)の申し込み・変更・廃止

ご希望のお手続きの口欄に✓印をつけてください。新期または変更を選択された場合は、①②③にご記入ください。廃止を選択された場合は①および②の記入は不要です。

ダイレクトサービス	①ダイレクト 暗証番号	8 3 9 0 2 1 4 1 4 3 7 4	6桁から12桁までの数字を左詰めでご記入ください。生年月日、住所、電話番号、連絡番号、同一番号など他人に推測されやすい番号は記入しないでください。
	②1日の 送金限度額	¥ 0	新期のお申し込みで、1日の送金限度額に記録がない場合は、0円に設定させていただきます。

テレホンサービス(音声(電話)・FAX)の申し込み・変更・廃止

ご希望のお手続きの口欄に✓印をつけてください。新期または変更を選択された場合は、④⑤にご記入ください。廃止を選択された場合は④⑤の記入は不要です。

テレホンサービス	③暗証番号	4 1 0 4	4桁の数字をご記入ください。生年月日、住所、電話番号、連絡番号、同一番号など他人に推測されやすい番号は記入しないでください。
	④口座間送金の 利用有無	<input type="checkbox"/> 利用する <input checked="" type="checkbox"/> 利用しない	④で利用するを選択した場合は、口座間送金用暗証番号を市外編番から左詰めでご記入ください。(〜11の数字の記入は不要です。)
	⑤口座間送金用 電話番号		

投資信託テレホンサービスの申し込み・変更・廃止

ご希望のお手続きの口欄に✓印をつけてください。新期または変更を選択された場合は、⑥⑦にご記入ください。廃止を選択された場合は⑥⑦にご記入ください。

投資信託テレホンサービス	⑥投資信託口座 記号番号	5 4 3 2 1 8 7 6 5 4 3 2 1	
	⑦暗証番号	3枚目に暗証番号をご記入ください。	

ダイレクトサービスの変更・廃止に際してのご注意

2015年9月22日以前にご利用を開始され、インターネットサービス・モバイルサービスのパスワード統一を行っていないお客さまが変更・廃止される場合は、以下の点に注意してダイレクトサービス欄にご記入ください。
ア 暗証番号の変更を行う場合は、インターネットサービス・モバイルサービス両方の暗証番号が変更されます。
イ 1日の送金限度額は、インターネットサービス・モバイルサービスあわせての限度額となります。
ウ 廃止される場合は、インターネットサービス・モバイルサービス両方を廃止いたします。
※4枚目の「お客さま控」は、お客さまご自身で大切に保管してください。

日 附 印

- ゆうちょダイレクトをご利用になる
ジュニア NISA 専用の決済口座の
記号番号をご記入ください。
- 運用管理者のお届け印を押印してください。
- お申込口座にご登録の住所をご記入ください。
(「運用管理者 ○○ ○○」まで記入してください)
- ダイレクトサービスをお申し込みの場合、
ジュニア NISA 専用の決済口座は、
送金を利用することができないため
「0円」とご記入ください。
(トークンはご利用いただけません)
- テレホンサービスをお申し込みの場合、
ジュニア NISA 専用の決済口座は、
口座間送金を利用することができないため
「利用しない」にチェックしてください。
- 投資信託テレホンサービスをお申し込みの場合、
3枚目に、取扱内容の照会の際に必要な
4桁の数字をご記入ください。

※ 口座名義人が20歳以上の場合でゆうちょダイレクトの利用申込みをする際は、
窓口において適合性の確認を済ませた後、口座名義人本人がお申し込みを行ってください。
(上記 [] の箇所は、口座名義人が20歳未満の場合に限った記入例です)

本表は作成日時時点のものであり、今後変更される可能性があります。